

岩手県告示第61号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年1月24日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社川徳
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市菜園一丁目10番1号
 - ウ 代表者の氏名 川村宗生
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第5030号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年1月21日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年1月25日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社メグミ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目11番29号
 - ウ 代表者の氏名 菊地国明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－1）第21008号
- (3) 処分の内容 左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年1月24日付けで左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。